

企業結合の法と会計(続)

荒川 邦 寿

目 次

はじめに

1. 大小会社区分立法案の構想
2. 合併法規改正の問題点(以上本誌38巻4号)
3. 企業結合の態様とその会計処理—アメリカの結合会計制度—(以下本号)
4. 会社の合併と連結の会計—わが国の結合会計制度—
結びにかえて—商法改正試案に関連して—

3. 企業結合の態様とその会計処理 —アメリカの結合会計制度—

(1) 企業結合の形態

企業結合会計 (business combinations accounting) は、アメリカの会社財務会計の最も重要でかつ興味のある、従ってまた議論の多い領域の一つといわれる Beams 教授によれば (Floyd A Beams “Advanced Accounting” 2nd ed. ‘85, Prentice Hall, P. 1~28), このような企業結合, ビジネス・コンビネーションとは幾つかの企業実体の統合による外的拡張を意味するが, これは個々の企業財産の取得または開発による内的拡張よりも, その実体と所有者とを共に結合できる点で有利なものとなっている。その結合の形態としては, 二以上の会社の事業活動の水平・垂直的結合によってその効率化を求めるか, 又はそれらの事業の複合によって企業リスクの多様化, 分散化を図るものに分けられる。この水平的結合とは, 同一

2 立教経済学研究第40巻4号(1987年)

の事業ライン又は市場をもつ会社間の結合を意味し、垂直的結合とは、異業種の生産・販売とも目下盛業中という会社間の結合である。複合的結合は全く別業種、無関係の製造又はサービス業の会社間結合を指している。

企業経営の目標が拡張することにあるとすれば、何故に新設備の建設による内的拡張よりも企業結合による外的拡張をとるのかという理由から、目的別の結合様式としては次のような形があげられている。即ち、(i). 低コスト目的——新設よりも合併によって必要な設備を取得する方が安上りの場合が多い。特に最近のインフレ下の設備コスト高ではこのことが真実である。(ii). 低リスク目的——既成の生産ライン又は市場の取得は通常新設備又は新規開発よりもリスクが少ない。特に多様化目的の合併ではそのリスクを避けることができる。(iii). 早期操業目的——企業結合による取得設備は即稼働し、環境条件その他の政府規制に合せることができる。新設備の建設は操業開始の許・認可と同様に種々の費用のかかる遅滞が予想されるものである。(iv). 乗取り防止目的——小企業は乗取りに狙われ易いから、その防御策として逆に進んで適当な買収戦略に応じて結合する場合が多い。(v). 無形資産取得目的——合併は有形の設備資産と同時に無形資産としての特許権や鉱業権、経営・専門技術等の取得もその基本動機となりうる。(vi). 節税目的——その他に税金上の有利性(例えば欠損の繰越)から個人所得税、財産税等を免れるために、内的拡張よりも外的拡張のための企業結合を選ぶことがある、等である。

しかしながら、基本的に、このような企業結合は正常な商取引を抑制し競争を止揚する私的独占を狙って展開されることが多いから、アメリカでも、そうした独占を形づくるような企業結合を禁じており(1890年シャーマン法、1914年クレイトン法)、法務局、連邦通商委員会、連邦準備局、証券取引委員会等の政府機関によって綿密に審査される。そして、或る企業結合が反トラスト法の適用対象とされた場合、その認可の最終決定の判

断を連邦裁判所に仰ぐよう勧告されることになっている。我が国の場合でも、会社合併に対する商法の規定とともに私的独占禁止法があり、公正取引委員会による合併審査を経て後その許・認可が与えられることになっている。

(2) 取得・買収・合併・連結の態様 (behavior)

ここでいう企業結合 (business combinations) とは、いままでは別個の企業実体だった会社を結合する全ての形態を包括する一般的用語であるが、そのうち取得 (acquisitions) という態様は、一つの会社が他の企業実体の事業財産を手に入れるか、又は自己の事業活動に組入れる結合形態をいう。なお或る会社が他の企業実体の議決権株の大部分を取得してその生産設備の機能を支配した買収 (purchase) の場合も取得とみなされるが、いずれの場合も、取得会社の解散 (dissolution) ということを必須要件とするものではないところにその特質がある。

これに対して、合併 (merger) 又は連結 (consolidation) といわれる企業結合の態様は、形式的・技術的にも全く異なる。すなわち、合併 (吸収合併) とは、一つの会社が他の企業実体の事業活動を全て譲受け、被合併会社は解散し消滅する企業結合である。法律上の合併も、このように被取得会社が解散し法人格を失う場合を指している。例えばA社がB社の資産を現金その他の資産又はA社の証券 (株式, 社債又は手形) で直接買取った場合の企業結合が取得であって、B社が解散し消滅しない限り、その企業結合は合併ではない。換言すれば、A社がB社の株式を現金その他の資産又はA社株式で直接買取って、B社の事業財産の機能をA社が支配しても、B社株式を全て取得し、B社を解散 (して合併) しなければ、B社の事業財産に対するA社の法律上の所有権は与えられないのである。

一方、連結とは、新しい会社が二以上の別個の企業実体の財産又は事業を合して設立された (新設合併の) 場合に近い形であるが、被合併会社が

解散せずに依然として法人格を有するもので、その限りでは法律上の合併にあたらないものである。例えば新設のA社が新株を発行してB社とC社の純財産を譲受けたものとする。この場合、B・C社が解散せずにA社株式を保有し続ければB・C社がA社を買収・取得したものであり、そのA社株式をB・C社株主に分配してしまえば、彼等が所有するB・C社とA社とを連結することになる。何れの場合もA社は譲受けたB・C社の資産に対する所有権はもっているが、A社株式をもつB・C社(又はその株主)がA社の所有者であって、A社はB・C社(株主)の支配に属している。これに対して、A社が新株を発行してB・C社の株式と直接交換した場合、A社はB・C社の事業財産を支配してはいるが、それらを譲受けたわけではないので、B・C社が消滅しない限り、その法律上の所有権はない。従って、そのような企業結合は連結であって、A社がB・C社の株主から彼等の保有するB・C社の全株式を取得しない限りはB・C社財産に対する所有権を得られず、B・C社が解散しない限り、A社は持株会社として機能し、B・C社はその従属会社であるという関係にあるのみである。

このように、合併という用語は結合当事会社の一つを除いて他の全てが解散し消滅する企業結合を表わすものである。買収・取得という用語は結合当事会社の全ての財産が他の(又は新しい)会社に譲渡しても、まだ解散はしない事実上の合併態様を意味する。同様に、連結という用語は、当事会社の法人格を残したまま、その財産の所有権に関わりなく、株式の持分関係のみから、あたかもそれらの当事会社の純財産を手にして一つの新会社が設立されたかのような企業結合態様を意味するものとして用いられる。従って、この連結という用語はまた、親子会社の財務諸表を結合する“連結原則”“連結手続”又は“連結財務諸表”等の会計的用語として用いられることになっているのである。

(3) 結合会計のコンセプト

企業結合の会計コンセプトは1970年1月に公表された A. P. B. opinion Nc.16 に示されている。即ち“企業結合はいくつかの会社が一つの会計実体にまとめられることであるが、その会計コンセプトは、それらの統合された単一の実体と結合企業との独立性を強調し、一以上の結合企業が法人格を失って解散したか否かを問わない”ものである。このように、かつて分離していた企業がその事業活動の資源と業務を単一の実体の経営陣の支配下におくのは、(i)一以上の会社が従属会社となり、(ii)一会社がその純財産を他の会社に移転したか、または(iii)各会社がその純財産を新設の会社に移譲した場合である。例えば、或る会社の議決権株の多数（50%以上）を他の会社を取得された場合に、その会社は従属会社ということになる。従って、企業結合は他の会社の株式の100%以下の取得でも成立するが、当該結合（従属）会社はその法的分離、独自性を残したまま、基本的会計目的から（支配会社の）単一実体にまとめられても、なお夫々の会計を別に記録しているものである。企業結合はまた一つの会社の純財産を種々の方法で他の会社に移転したことで完成するので、これらを取得した会社は何れの場合もその純財産を実質的に取得せねばならない。でなければ、各結合会社はその純財産を新設会社に移転し（新設会社はそれ自身の純財産を有しないから）、他の結合会社又はその株主ないし所有者に新設会社の株式を交付することになるのである。

そうした本質から、企業結合の会計は、株式による会社持分の取得と事業財産の機能支配との両面において、その法的形態よりも経済的実質に基づいて、それが必然的に会社持分の乗取り（take-over）をも含む買収・パーチェスか、或いは事業財産を統合して運営する持分プーリングかを識別しなければならない。これらは夫々独特の形をとるが故に複雑でもあるから、その会計方法の適用にあたっては、次のように、買収・パーチェス

か、持分プーリングか、その企業結合の態様について二つの異なる仮定にたって区分処理することになるのである。

①. 持分プーリング法は、結合企業の所有者の利害が一つになって、新しい会計実体でも相対的に変化しないと仮定している。このため、結合会社は他の会社に取得されたと考えないから、買収ということも、その価格も、従ってまた新しい会計責任の基盤も存在しないわけである。それゆえに、プーリング法のもとでは、新結合会社の資産も負債も簿価で引継がれることになり、結合会社の留保利益もそのまま引継がれて、その年度の利益も全て存続会社に合算されることになる。

② これに対して、パーチェス法は、企業結合を一つの実体が他の結合会社の純財産を取得した取引とする仮定に基いている。従って、パーチェス法のもとでは、取得会社は企業結合時の公正市価で受入れた純財産を記録する。被取得会社の購買価格は他の取引と同様に市場で決められ、そのコスト総額を結合時の公正市価で取得した個々の資産・負債に(そのコストが取得した純財産を超えれば暖簾に)割り当てる。取得した会社の留保利益は企業結合の際に減少しても増加はせず、企業結合後の年度利益は他の結合会社の利益をも含むことになるのである。

このパーチェス法適用のもう一つの特徴は、被結合会社から取得した純財産の市価総額よりも対価に支払われた現金や社債証券及び交付株式の発行価額総額の合計額が大ならば、その差額に相当する被買収会社の超過収益力を評価した暖簾が計上され、以後アメリカでは40年間、日本では5年間にわたって取得した会社の利益で償却される場所にある。なお逆に、取得純財産市価総額がその対価総額を超える場合の差額を消極暖簾と呼ぶこともあるが、これは暖簾という用語が超過収益力を意味する以上それが消極的に表れるわけではないので適当でなく、その差額を取得した非流動資産に割り当てて減額することになる。ただ稀に、この差額が大で非流動資

産が零になる場合にはその差額を消極暖簾として計上し、市価評価した非流動資産の償却に伴ってかかる再評価差益を消去することもある。

もともと、このような企業結合会計は買収・パーチェス法を主としてきたが、近年になって持分プーリング法に関して多く論議されてきたのである。すなわち、この方法は1950年の会計手続委員会の A. R. B. No.40 で一般に認められたが、始めから概念的にも多くの困離があった。のみならず、そこで生じた根本問題は企業結合にパーチェス法とプーリング法との選択適用を導入したことであった。企業結合には多くの財務的利害がからみ、選択的会計手続きは異なる利害に中立的でありえない。つまり個々の財務的利害と結合の最終プランは会計方法のいかんによって影響されることになるからである。そこで、今日の企業結合会計では、A. P. B. opinion No. 16に示されたように、このような両方法を同一の企業結合に選択適用することは認められないものとしているのである。だが、二つの異なった方法が認識されている以上、なお議論が続いており、その対立から No. 16の再吟味が1973年 A. P. B. にとって代った F. A. S. B. の議事日程に上げられ、74年以降その分科会で検討が進められている。しかしながら、その検討は、以下のようなNo.16の示した12の規準に向けられているものの、そうした規準に合致する結合のみがプーリング法で処理され、他の全ての結合はパーチェス法で処理しなければならないものとする態様区分処理の原則には変わりがないのである。

（注） プーリング法の適用条件

プーリング法は株式交換で所有者利害の統合を仮定し、結合会社の営業と持分割合とを継続する企業結合にのみ適用さるべく、No. 16はその適用条件を次のように示している。

- 結合会社の属性(1)自立性（2年前規準） 2年前から他の結合会社と親子関係なく、結合計画公表後に株式交換率を定めること
- (2)独立性（10%内規準） 他の結合当事会社の議決権株保有は10%以内に限ること

持分結合の方法(3)一回性(1年後規準) 結合計画を公表後1年以内に(除法制手続遅延)一回限り適用のこと

- (4)交換性(90%超規準) 普通株に限りその実質的全部(90%以上)を交換のこと(下記計算例※参照)
- (5)不変性(2年前規準) 結合計画を公表の2年前からその成立まで株式持分を不変のこと
- (6)専一性(純結合規準) 結合目的以外(除オプション補償)持分割合に影響のないこと
- (7)比例性(持分比規準) 結合当事会社株主間の持分比は交換後も同一割合のこと
- (8)検証性(議決権規準) 企業結合における議決権行使を株主が直接検証可能のこと
- (9)解除性(無留保規準) 成立時の結合を解除する留保条項(株式発行条件等)のないこと

結合実体義務(10)責任性(非再行規準) 結合当事会社は交換株式の辞退や再発行には応じないこと

- (11)同質性(非便益規準) 結合当事会社の特定株主に便益(貸付予約等)を与えないこと
- (12)保持性(2年後規準) 結合後2年間は資産処分(除重複設備)してならないこと

※ A社発行済議決権普通株式(19×1/7/1 結合実施日現在)	10,000株
差引うちB社保有株(5/1 結合計画公表日現在)	200株
同取得株(計画公表後実施前日まで)	200株
A社取得B社株の2対1換算によるA社株	400株
結合後A社の継続保有するA社(自己)株	600株
結合で交換すべきA社株	<u>8,600株</u>

二八九
A社2株にB社1株を発行する結合計画を公表時にA社10,000株中200株を保有するB社が計画公表後更に200株を直接A社株主から現金買し、A社もB社の200株を直接B社株主から現金買った場合、結合に反対で買取請求してきたA社旧株主の600A社株を自己株とすれば、A社株の実質的全部(90%以上9,000株)に対するB社株4,500株を発行してもB社保有のA社(200+200)株も自己株式とみなされ、A社保有のB社(200÷1/2)株相当のA社400株とを控除したA社持分は8,600株で90%規準に合致しないからプーリング法適用の資格はない。A社保有の自己株600株がなければともかく、さもなければパーチェス法処理することになる。

そこで、以下、このような企業結合の態様による二つの処理方法の相違を具体的な例示によってみてみよう。

(4) 二つの結合会計処理法

① プーリング法の会計処理

プーリング法処理では、結合後存続する会社の資本金はその発行済株式の簿価に等しくなり、その留保利益は結合会社の留保利益の合計と等しくなるが、結合会社の払込資本金額の合計より存続会社の発行済株式の簿価が大きい場合、その超過額は存続会社の資本剰余金に加算され、結合会社の留保利益総額が存続会社の留保利益となる。逆の超過額の場合は、結合された留保利益はその超過額だけ減少し存続会社の資本剰余金から減額することになる。この関係を例示すると次のようになる。

例題1	資本金 (\$ 10額面株)	A社 100,000	B社 50,000
	資本剰余金	10,000	20,000
	留保利益	50,000	30,000

A社がB社をプーリング法で吸収合併して存続する場合には

ケース1 A社がB社に5,000株を交付すれば両社の資本金・資本剰余金の払込資本計180,000－B社持分資本計 (\$100,000＋交付新株5,000×\$10)＝\$ 30,000の資本剰余金で、留保利益計 \$ 80,000を加えたA社純財産は \$260,000。結合仕訳は

諸資産	100,000	／	資本金	50,000
			資本剰余金	20,000
			留保利益	30,000

となる。

ケース2 7,000株交付の場合はB社払込資本計 \$ 70,000 及び留保利益 \$ 30,000のみの承継となる。

諸資産	100,000	／	資本金	70,000
			留保利益	30,000

10 立教経済学研究第40巻4号(1987年)

ケース3 9,000株交付の場合は逆に\$10,000の資本剰余金相当額をA社の留保利益から控除する。

諸資産 100,000 / 資本金 90,000
 資本剰余金 10,000 留保利益 20,000

上例でA・B社が消滅してC社を新設した場合の結合会計はケース1, 2, 3で次のようになる。

ケース 1			
資本金	A 100,000	B 50,000	計 150,000
資本剰余金	10,000	20,000	30,000
留保利益	50,000	30,000	80,000
計(純財産)	160,000	100,000	260,000

ケース 2			
資本金	A 100,000	B 70,000	計 170,000
資本剰余金	10,000		10,000
留保利益	50,000	30,000	80,000
計(純財産)	160,000	100,000	260,000

ケース 3			
資本金	A 100,000	B 90,000	計 190,000
資本剰余金			
留保利益	40,000	30,000	70,000
計(純財産)	140,000	120,000	260,000

なお、結合会社相互に株式の持合いがある場合、例えばA社がB社\$10額面200株を\$3,000で保有していた場合は、その額面金額との差額\$1,000を資本剰余金から控除して投資B社株式を相殺、消去する。若し逆にB社が存続会社となる場合には、この\$3,000が自己株式に計上され、相当の時期に処分されることになる。

② パーチェス法の会計処理

一般にパーチェス法の会計処理では、買収した会社の取得原価はその現金支出額又は交付ないし発行した株式の対価で測られ、その結合に要した費用（法律・会計顧問料、成功報酬含）、通常の登記料、株式発行費等は資本剰余金から控除される。そこでA社がB社買収に100,000株額面\$10の株式を発行した場合にB社株式の時価が\$16、SEC手数料\$5,000、提出財務諸表の会計士報酬\$10,000、株式発行費\$25,000（以上資本剰余金賦課）、成功報酬\$80,000（投資株式賦課）とすれば仕訳は次のようになる。

投資（B社）株式	1,680,000	／	資本金（額面普通株）	1,000,000
資本剰余金	40,000		資本剰余金	600,000
			現金（又は等価資産）	120,000

注）若しB社の純財産がその投資価額\$1,680,000以下の場合暖簾を借記する。

取得した会社の資産・負債の公正市価は次のような規準で記録される。

市場性ある証券＝実現可能価値（予想売価－手数料）

仕掛品＝実現可能価値－適正利益

受取債権＝現在利子率での還元価値－貸倒引当金

土地諸権利等無形資産及び市場性なき証券＝鑑定価値

製・商品＝実現可能価値－適正利益

原材料＝現在取替原価

設備資産＝同一能力の現在取替原価

負債＝近似現在利子率での還元価値

なお、開発費等の公正市価は（特許権等を）購入したものと同様に評価する。買収した会社の偶発事象項目は繰延税金を除き結合後一年内に発生したものとして合理的に見積り、それが現実化した会計期間の純利益を調整する。結合により計上した暖簾や無形資産はアメリカの場合は A. P. B. opinion No.17により最大40年間にわたって（通常は定額法で）償却する。

例題 2

1985年12月27日にA社が下記の財政状態のB社をパーチェス法で結合したとする。

科目	簿価	市価	科目	簿価	市価
現金預金	50,000	50,000	支払債務	60,000	60,000
受取債権	150,000	140,000	社債証券	150,000	135,000
棚卸資産	200,000	250,000	其他負債	40,000	45,000
固定資産	600,000	950,000	差引		
特許権等		50,000	正味財産	750,000	1,200,000

ケース1 A社が現金\$400,000額面\$10普通株50,000株を発行して市価\$20のB社株を取得した場合

投資(B社)株式	1,400,000	現金	400,000
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
諸資産	1,440,000	諸負債	240,000
暖簾	200,000	投資B株式	1,400,000

(注) 取得した純財産の市価と対価現金及び株式発行価額総額との差を暖簾計上

ケース2 A社が額面\$10普通株40,000株と10%利付5年社債\$200,000とをもって市価\$20のB社株を取得した場合

投資(B社)株式	1,000,000	資本金	400,000
		資本剰余金	400,000
		社債	200,000
流動資産	440,000	諸負債	240,000
固定資産	760,000	投資B株式	1,000,000
特許権等	40,000		

(注) 取得純財産が対価の株式発行価額及び社債価額との合計額より少ないので非流動資産を200/1,000, 20%づつ減額する。但し歴史的原価を下回れない。

③ プーリング法とパーチェス法の比較例示

A社を存続会社としB社を合併する直前19x6年12月31日の残高表は次

の通りであった。

科目	A社簿価	B社簿価	B社市価	科目	A社簿価	B社簿価	B社市価
現金預金	475,000	125,000	125,000	支払債務	300,000	180,000	180,000
受取債権	600,000	300,000	300,000	其他負債	200,000	120,000	120,000
棚卸資産	800,000	200,000	250,000	資本金	1,500,000	500,000	
固定資産	1,200,000	350,000	450,000	資本剰余	200,000	40,000	
売上原価	1,000,000	325,000	450,000	留保利益	650,000	110,000	
其他費用	325,000	100,000		売上	1,550,000	450,000	
計	4,400,000	1,400,000		計	4,400,000	1,400,000	

A社は額面\$10普通株50,000株を発行して純財産市価\$885,000のB社を結合し、登記と株式発行費\$20,000、報酬その他\$40,000を12月31日に支払った。結合会計法を比較すると

(仕 訳)	プーリング法	パーチェス法
投資B株式	650,000/	885,000/
資本金	500,000	/500,000
資本剰余金	40,000	20,000/385,000
留保利益	110,000	投資B株式
結合費用	60,000/	40,000
現金	60,000	/60,000

(残 高)	プーリング法	パーチェス法	(残 高)	プーリング法	パーチェス法
現金預金	125,000	125,000	支払債務	180,000	180,000
受取債権	300,000	300,000	其他負債	120,000	120,000
棚卸資産	200,000	250,000	売上収益	450,000	
固定資産	350,000	450,000	投資B株	650,000	925,000
暖 簾		100,000			(885,000
営業費用	425,000				+40,000)

かくて、パーチェス法の場合が将来年度には暖簾の償却と市価計上の棚卸・固定資産の費用化過程で、プーリング法よりもB社の利益を少なく計上することになる。

貸借対照表

科 目	プーリング法	パーチェス法	科 目	プーリング法	パーチェス法
現金預金	540,000	540,000	支払債務	480,000	480,000
受取債権	900,000	900,000	其他負債	320,000	320,000
棚卸資産	1,000,000	1,050,000	資本金	2,000,000	2,000,000
固定資産	1,550,000	1,650,000	資本剰余	240,000	565,000
暖 簾		100,000	未処分益	950,000	875,000
資産合計	3,990,000	4,240,000	負・資計	3,990,000	4,240,000

損益計算書

科 目	プーリング法	パーチェス法
売 上	2,000,000	1,550,000
売上原価	1,325,000	1,000,000
其他費用	485,000	325,000
当期利益	190,000	225,000
繰越利益	760,000	650,000
未処分益	950,000	875,000

以上を要約すれば、企業結合は二以上の会社が一つの会計実体になる場合に生ずるが、その会計方法としてのプーリング法とパーチェス法とは同じ企業結合に選択適用されるのではなく、プーリング法の条件に合致しない結合は全てパーチェス法によらねばならない。そこで、プーリング法では議決権株を交換して株主持分を結合し、その純財産を評価替えせずにそのまま結合するが、パーチェス法では結合時に公正市価で取得した純財産を記録する。買収は営業財産を譲受け大部分の株式取得で生産設備を支配することであり、会社合併は被取得会社が解散し消滅する結合で、解散しない限り新会社に結合 (consolidations) しても、法的に分離独立で、経済的に支配従属関係にある会社間の連結財務諸表が作成されることになる。

	79年	78年	77年	76年
プーリング法	39社	56社	48社	43社
パーチェス法	185	149	118	103
計	224	205	166	146

注) こうした両方法の相違は AICPA の “Accounting Trends & Technics” 1980 “600 Annual Report Survey” によれば、企業結合数は実質的に年々増加しているが、プーリング法は76年の29%から79年の17%に減少しており、70年の A. P. B. opinion No. 16以来72年に39%もあったプーリング法の適用が抑制されてきた傾向を示しているのである。

このように、企業結合会計は、主としてアメリカにおいて、その結合態様に依じてパーチェス法と持分プーリング法とに区分処理さるべきものとして発展してきたのであるが、我が国においては、いわゆる大陸法による商法の強行規定に従うところから、その会計処理においても、法解釈論の現物出資説的処理と人格合一説的処理とが適宜選択適用され、多分にその混用の弊を免れえなかった。この原因の一つには商法規定の不備も指摘されていたので、今回の商法改正の「問題点」にあげられるに至ったわけでもある。

以下、その「問題点」をも取り上げながら、我が国の企業結合会計として、まずその連結財務諸表作成の会計実務の吟味から、更にその合併処理とも対比してみよう。

4. 会社の合併と連結の会計—わが国の結合会計制度—

前節でみたようなアメリカの結合会計制度に対して、わが国の結合会計制度は、一以上の会社が解散して法人格を失ない新設又は存続する他の会社に合一する会社の合併行為に対して商法の規定(第56, 98~111, 147, 408~416条, 有限会社法59~63条)があり、消滅会社の剰余金等を承継す

る会計処理(第288条12第1項⑤号,同第3項)が定められている他は,合併に関する会計基準も確立していなかった。そこへ1975年6月企業会計審議会から公表された連結財務諸表原則に基づき,証券取引法の規定に従って上場会社の提出する連結財務諸表作成規則(1976年10月付大蔵省令第28号)による連結財務諸表の会計処理が制度化された。だが,これらの合併・連結の会計制度は,アメリカの結合会計制度のように,法的形態よりもその経済的実質を重んじて,一以上の結合当事会社の解散いかに関わりなく,一つの会計実体としての処理・報告を求める制度ではなかった。むしろ商法規定による合併会計と,大蔵省令規則による(取得原価主義の)連結会計とに二分され,両者の会計処理・報告の間連性も整合性も見出しえない,まさに我が国独自の制度となっていた。しかも,現行商法の合併規定には,いわゆる現物出資説と人格合一説による被合併会社の剰余金等の承継処理の選択適用が定められているのみで,買収パーチェスと株式交換プーリングとの態様の認識も,それに基づく区分処理の相違などは見出しえなかった。またその連結基準も,個別財務諸表準拠性の原則によって,投資子・関連会社株式の取得原価とその持分の投資価値との差額ののれん相当額を(持分プーリング法での資本剰余金等でなく)連結調整勘定で処理し,その5年内の每期均等償却を定めるのみであった。

それゆえ,今回の商法改正案に対して,合併態様の相違の認識とそれに基づく区分処理の原則によるべき意見と要望を呈した機会に,この原則を連結基準にも貫徹し,両者の整合性をも求めて,我が国の企業結合会計制度の再構成を図る必要性にもふれたのである。

このため,まずさしあたり,同一例題によって,現行の合併,連結会計処理の異同を検討するところから,その問題点を浮き彫りして,これが解明からそのあるべき姿に接近してみよう。

〔1〕 連結財務諸表の作成

例題 3.

A会社は、現在、B社の発行済株式の50%を所有しているが、B社を持分法適用会社とした場合、連結子会社とした場合及びA社を吸収合併した場合との比較を試みようとして、以下の資料Ⅰ、Ⅱを整えた。これによりそれぞれの場合の組替修正仕訳、投資持分消去仕訳及び合併仕訳と、A社の連結貸借対照表と連結損益計算書とを作成し、合併後の開始貸借対照表を示してみなさい。なお、A・B両社とも暦年度の一年決算である。

連結は、B社株式取得又は売却を決算日に発生したものとみなして、投資持分の評価は段階法による。売却株式の原価は後入先出法によるものとし、連結会社相互の未実現利益は全額を親会社の負担とするが、持分法適用による未実現利益の控除には親会社の持分相当額のみを負担するものとする。利益処分は確定方式によるものとし、法人税等は税引前当期利益の50%を見積るものとする。連結調整勘定は五年間に均等償却する。A社のB社株式取得、売却状況は次の通り

	53 年 度	56 年 度	58 年 度
B社株式売買価額	2,400千円	6,600千円	2,000千円
B社株式支配比率	20%取得	40%取得	10%売却
B社の資本金	10,000千円	10,000千円	10,000千円
資本準備金	1,500	1,500	1,500
利益準備金	500	500	600
其他剰余金	—	1,500	1,200

合併比率はA社土地500千円、B社土地700千円の含み益を見積る純財産時価法による。B社の今期末一割配当にあたる合併交付金を支払うものとする。

[資料 I]

貸借対照表

(S. 58. 12. 31現在)

(単位：千円)

科 目	A 社	B 社	科 目	A 社	B 社
現金預金	3,600	2,870	支払手形	5,300	6,400
受取手形	6,300	2,700	買掛金	4,200	7,200
売掛金	7,900	6,200	短期借入金	3,000	2,000
貸倒引当金	△ 287	△ 178	其他流動負債	2,000	3,100
商 品	9,600	7,300	社 債	10,000	
其他流動資産	2,500	1,400	長期借入金	6,000	3,000
有形固定資産	45,000	12,000	負債合計	30,500	21,700
減価償却累計額	△ 11,716	△ 1,822	資本金	55,000	10,000
有形固定資産	2,000	1,600	資本準備金	12,000	1,500
関係会社株式	30,000	—	利益準備金	1,500	600
関係会社社債	—	930	其他の剰余金	1,000	1,200
其他の投資等	4,500	2,000	(当期利益)	(1,000)	(800)
社債発行差金	600	—	資本合計	69,500	13,300
資産合計	100,000	35,000	負債資本合計	100,000	35,000

利益処分計算書

(S. 58. 6. 30)

(単位：千円)

科 目	A 社	B 社	科 目	A 社	B 社
利益準備金繰入	250	100	剰余金期首残高	3,000	1,600
配 当 金	2,500	1,000			
役員賞与	250	250			
次期繰越利益	0	0			
計	3,000	1,600	計	3,000	1,600

損益計算書

(S. 58.1.1 → 12.31)

(単位：千円)

科 目	A 社	B 社	科 目	A 社	B 社
売上原価	82,400	43,600	売上高	107,100	56,800
販売費・一般管理費	22,400	11,000			
営業利益	2,300	2,200			
計	107,100	56,800	計	107,100	56,800
営業外費用	3,100	2,500	営業利益	2,300	2,200
経常利益	1,000	1,600	営業外収益	1,800	1,900
計	4,100	4,100	計	4,100	4,100
税引前利益	2,000	1,600	経常利益	1,000	1,600
			特別利益	1,000	—
計	2,000	1,600	計	2,000	1,600
法人税等	1,000	800	税引前当期利益	2,000	1,600
当期利益	1,000	800			
計	2,000	1,600	計	2,000	1,600
当期末処分別益	1,000	1,200	当期利益	1,000	800
			前期繰越利益	0	400
計	1,000	1,200	計	1,000	1,200

〔資料Ⅱ〕

- 1) A社の支払手形3,500千円とB社の買掛金3,000千円とはA・B相互取引によるものである。
- 2) A社はB社の他人宛振出手形3,500千円を銀行で割引いた。
- 3) 貸倒引当金はA社B社とも売上債権の2%を設定していた。
- 4) A社からB社へ販売した甲品1,000千円が未着であった。
- 5) A社からB社への売上高は36,000千円である。
- 6) A社の期末棚卸商品中のB社仕入品 () 内は売上総益率
前期末2,000千円 (15%) 当期末2,500千円 (20%)

20 立教経済学研究第40巻4号(1987年)

B社の期末棚卸商品中のA社仕入品

前期末甲品	500千円(12%)	当期末甲品	1,600千円(12%)
乙品	1,500千円(10%)	乙品	2,000千円(10%)
		未着商品	1,000千円(10%)

- 7) A社は58年度初に額面1,000千円の社債を@93, 年利8%7年償還で発行し, その1割を930千円でB社が取得していた。
- 8) B社の受取社債利息40千円は現金主義により営業外収益に計上していたが, これに対するA社の支払社債利息は発生主義により営業外費用に計上していた。
- 9) A社はB社からの前期配当金600千円を営業外収益に計上していた。
- 10) A社は簿価2,000千円の建物を3,000千円でB社に売却し, その売却益を特別利益に計上していた。なおこの建物をB社は耐用年数10年, 残存価額一割の定額法で償却していた。

(1) 組替修正	算 式
1) A社のB社への支払手形3,500千円, B社のA社への買掛金3,000千円を相殺する。	
2) A社は裏書譲受けたB社支払手形3,000千円の銀行割引を, 銀行借入金に連結上修正する。	注) この割引手形は脚注表示を要し, 貸倒引当金の対象としない。
3) 貸倒引当金はA社, B社とも2%を設定していたので, 債権債務の相殺で修正減額する。	子 $3500 \times 284 / 6300 + 7900 = 70$ 親 $3000 \times 178 / 2700 + 6200 = 60$

<p>4) A社のB社への販売商品 1,000千円が未着であるが、連結上受取ったものとして修正する。</p>	<p>注) 子の仕入とし、また仕入から棚卸商品勘定へ転記してもよい。</p>
<p>5) A社のB社への売上高36,000千円を相殺する。 6) A社の社債のうち額面1,000千円をB社が930千円にて取得していたので相殺する。A社の社債発行差金60千円、同償却10千円を消去する。</p>	<p>注) $(10,000 - 930) \times 1/7 = 70$千円 要償却額 $70 \times 1/7 = 10$千円 要消去額 $70 - 10 = 60$千円</p>
<p>7) B社の受取利息40千円を発生主義で追加する。 8) A社のB社への支払利息80千円を消去する。</p>	<p>注) 未取利息はその他流動資産、未払費用はその他流動負債に計上する。</p>
<p>9) A社がB社よりの受取配当 600千円を消去する。 10) B社へのA社建物売却益 1,000千円を消去する。</p>	<p>注) 資料1の利益処分計算書参照</p>

仕 訳

1) 親 (支払手形)	3,500 / 子 (受取手形)	3,500
子 (買掛金)	3,000 / 親 (売掛金)	3,000
2) 親 (受取手形)	3,000 / 親 (短期借入金)	3,000

3) 子(貸倒引当金)	70/子(販売管理費)	70
親(貸倒引当金)	60/親(販売管理費)	60
4) 子(商品)	1,000/子(買掛金)	1,000
5) 親(売上)	36,000/子(売上原価)	36,000
6) 親(社債)	1,000/子(投資社債)	930
	親(社債発行差金)	60
	親(同償却)	10
7) 子(未収利息)	40/子(受取利息)	40
8) 親(未払費用)	40/子(未収利息)	40
9) 親(受取配当)	600/子(支払配当)	600
10) 親(特別利益)	1,000/子(建物設備)	1,000

(2) 投資持分の計算

(a) (i) 53年度の株式取得

期中の株式取得は、決算日をみなし取得日として、その投資価値を計算すると、次のように、その取得原価2,400千円と一致するので、この場合は投資消去差額が発生しない。

B社 資 本 金	$10,000 \times 0.2 =$	2,000
資 本 準 備 金	$1,500 \times 0.2 =$	300
利 益 準 備 金	$500 \times 0.2 =$	100
計		<u>2,400</u>

(ii) 56年度の株式取得

二七五 この年度の取得原価は6,600千円であったが、その投資価値5,400千円との差額(6,600-5,400=1,200)が連結調整勘定に振替えられる。この連結調整額は、以後5年にわたり償却(年240千円)するので、58年末(売却直前)のB社株式の投資価値8,520千円はB社資本持分7,800+連結調整勘定残720千円となる。

B社 資 本 金	$10,000 \times 0.4 =$	4,000
資 本 準 備 金	$1,500 \times 0.4 =$	600
利 益 準 備 金	$500 \times 0.4 =$	200
其の他の剰余金	$1,500 \times 0.4 =$	600
計		<u>5,400</u>

$$\text{投資価値 } 9,000 - (1,200 \times 2/5) = 8,520$$

$$\text{又は, } (2,400 + 5,400) + (1,200 \times 3/5) = 8,520$$

(イ) 58年末の投資持分

ところが、56年から58年の2年間にはB社自己資本の変動による親会社持分の投資価値の減価が生じている。これは其の他の剰余金が56年末の1,500千円から57年末（の当期末処分利益、つまり58年初の其の他の剰余金期首残高）1,600千円への増価額と58年末の当期利益と57年度配当賞与の親会社持分相当額の減価額にほかならない。なお利益処分による利益準備金繰入は其の他の剰余金の振替で資本総額は変わらないので、問題にしないものとする。

B社 利 益 準 備 金	$(600 - 500) \times 0.6 =$	60
其の他の剰余金	$(1200 - 1500) \times 0.6 =$	- 180
未収社債利息追加額	$40 \times 0.6 =$	24
計		<u>- 96</u>

$$\text{又は其の他の剰余金 } (1200 - 1500) \times 0.6 = - 180$$

$$\text{当期末処分利益 } (800 + 40) \times 0.6 = 504$$

$$\text{配当賞与 } (1000 + 100) \times 0.6 = - 660$$

$$\text{計} \quad \quad \quad \underline{\underline{- 96}}$$

よって投資価値は $8,520 - 96 = 8,424$ 千円である。

(ニ) 58年末（売却直前）少数株主持分

B社株式売却直前の親会社持分を間接的に示すために、その時の少数株

24 立教経済学研究第40巻4号(1987年)

主持分を算定すると、利益処分計算書に示されていた58年6月末の利益準備金、その他の剰余金(当期末処分利益)に対する持分の合計額は5,440千円となるが、なお利益処分による当期利益と利益準備金繰入の増価と配当賞与の減価による持分変動の結果5,336千円となっている。

B社 資 本 金	$10,000 \times 0.4 =$	4,000
資 本 準 備 金	$1,500 \times 0.4 =$	600
利 益 準 備 金	$500 \times 0.4 =$	200
其の他の剰余金	$1,600 \times 0.4 =$	640
		小計 5,440
当期利益	$(800+40) \times 0.4 =$	336
利益準備金繰入	$100 \times 0.4 =$	40
配当賞与	$1,100 \times 0.4 =$	- 440
		計 5,336

(ホ) 58年末(のみなし売却日)売却株式

後入先出法による売却株式の簿価は56年の取得価額6,600千円の1割でその投資価値は58年末(のみなし売却日)のB社資本に対する1割(小計の金額1,334千円)に、この56年取得株式に含まれていた連結調整勘定の投資消去差額の10/40相当額を加えた額(1,454千円)が少数株主持分に移ったわけである。連結上はその額と簿価との差196千円を修正する。

B社 資 本 金	$10,000 \times 0.1 =$	1,000
資 本 準 備 金	$1,500 \times 0.1 =$	150
利 益 準 備 金	$600 \times 0.1 =$	60
其の他の剰余金	$1,200 \times 0.1 =$	120
未収社債利息	$40 \times 0.1 =$	4
		小計 1,334
投資消去差額	$1,200 \times 10/40 \times 2/5 =$	120
少数株主持分		1,454

この簿価との売却益(2,000-1,650)と投資価値との売却益(2,000-1,454)との差額196千円は、連結調整勘定未償却残高(1,200×3/5)の10/40相当額180千円と2年間の投資価値減価(96×10/60)16千円との合計額に相当する。

(c) 58年末(売却度)親会社持分

B社株式の簿価は、みなし売却時のB社資本合計13,300千円の50%6,650千円だが、これに未収利息40千円の半分を加えて6,670千円となる。なおこれはまた、その投資価値(8,424-1,454=6,970千円)から連結調整勘定残高360千円を控除し、B社利益準備金を連結した額50千円と売却株式持分に相当する利益準備金繰入額10千円の振戻額とを加算した額である。

売却株式の簿価	$6,600 \times 10 / 40 = 1,650$
利益準備金	$(600 - 500) \times 0.6 \times 10 / 60 = 10$
其他剰余金(1,240-1,500)×0.6×10/60=-	26
連結調整未償却額	$1,200 \times 10 / 40 \times 3 / 5 = - 180$
計	<u>1,454</u>
B社株式の投資価値	6,970
連結調整勘定残高	- 360
利益準備金残高	50
利益準備金振替	10
計	<u>6,670</u>

(b) なお58年末の連結調整勘定償却240千円を行なうと、これまでの連結調整勘定償却累計は720千円であるが、(a)の投資消去差額120千円が

二七二

控除されているので、連結調整勘定残高は360千円となっている。

以上の仕訳は次のようになる。

(a) イ(資本金)2,000/(投資B社株式)2,400

(資本準備金)300

(利益準備金) 100

ロ) (資本金) 4,000 / (投資 B社株式) 6,600

(資本準備金) 600

(利益準備金) 200

(その他剰余金) 600

(連結調整勘定) 1,200

ハ) 仕訳省略

ニ) (利益準備金) 40 / (利益準備金繰入) 40

(少数株主持分) 440 / (配当賞与) 440

(少数株主損益) 336 / (少数株主持分) 336

(利益準備金) 40 / (利益準備金繰入) 40

(少数株主持分) 440 / (配当賞与) 440

ホ) (B社株式) 1,650 / (少数株持分) 1,334

(連結調整勘定) 120

(売却益) 196

(利益準備金) 10 / (利益準備金振替) 10

(b) (連結調整勘定償却) 720 / (連結調整勘定) 720

(注) 但し58年末までの償却額の一括計上仕訳である。

(3) 未実現利益の控除

(c) 連結の場合、期末棚卸商品中の未実現利益を全額親会社負担 (A式)、親会社と少数株主との按分 (B式) 及び親会社持分相当額負担 (C式) とがあるが、親から子へのダウン・ストリームの販売は(A式)、子から親へのアップ・ストリームは (B式) 又は (C式) によるものとする。本問では親の期末商品は(C式)、子の期末商品はA式によって処理する。

A社期末商品中のB社仕入品 前期分 $(2,000 \times 0.15) \times 0.6 = 180$

当期分 $(5,200 \times 0.2) \times 0.5 = 250$

B社期末商品中のA社仕入品	前期分甲品	$500 \times 0.12 = 60$	
	乙品	$1,500 \times 0.1 = 150$	210
	当期分甲品	$1,600 \times 0.12 = 120$	
	乙品	$2,000 \times 0.1 = 200$	
	未着	$1,000 \times 0.12 = 120$	440

(注) なお前期分は何れも剰余金の前期損益修正項目である。

(d) A社の支払利息とB社の受取利息円と相殺

(e) A社の売却益相当のB社減価償却費

$$(3,000 - 2,000) \times (1 - 0.1) \times 1 / 10 = 90$$

以上の一括法仕訳は次の通り 剰余金期首残高には未収利息40を含む

(2) (a)	(資本金)	10,000	/(B社株式)	7,350
	(資本準備金)	1,500	/(売却益)	196
	(利益準備金)	500	/(少数株持分)	5,440
	(剰余金(期首))	1,240	/(少数株株分)	1,334
	(連結調整勘定)	1,200	/(連結調整勘定)	120
	(利益準備金)	10	/(利益準備金振替)	10
	(利益準備金)	40	/(利益準備金繰入)	40
	(少数株主持分)	440	/(配当賞与)	440
	(少数株主損益)	336	/(少数株主持分)	336
(b)	(剰余金(期首))	480	/(連結調整勘定)	720
	(連結調整償却)	240		
(3) (c)	(剰余金(期首))	180	/(売上原価)	180
	(売上原価)	250	/(商品)	250
	(剰余金(期首))	210	/(売上原価)	210
	(売上原価)	440	/(商品)	440

(d) 子(受取利息) 80 / 親(支払利息) 80

(e) 子(償却累計額) 90 / 子(販管費) 90

この結果、連結精算表を作成すると267頁のようになる(連結のれんは連結調整勘定である)。組替修正の貸借対照表其の他の剰余金欄に820千円、損益計算書の当期利益欄に1,420千円の差引差額を夫々剰余金計算書の当期利益と期末残高欄とに記入してバランスさせてある。

[2] 持分法による関連会社株式の評価

① 持分法をとる場合には、まず56年度取得のB社株式はその取得原価6,600千円で計上し、これと投資価値5,400千円との差額1,200千円を以て5年間にわたって控除してゆく。従って、前項(2)(a)(iv)の58年末(売却直前)のB社株式の簿価9,000千円 $-(1,200千円 \times 2/5) = 8,520$ 千円を示すように次の仕訳が行なわれる。

(持分法による投資損失) 480 / (B社株式) 480

なお、(a)(iv)で示した2年間の剰余金等の減価96千円を減じてその簿価を8,424千円とする。

(持分法による投資損失) 96 / (B社株式) 96

更に、(a)(iv)の58年末の株式売却による売却益の計上は、個別財務諸表では売却益350千円が

(現金預金) 2,000 / (B社株式) 1,650

(売却益) 350

二六九 と仕訳されていたわけであるが、連結財務諸表上は投資価値の1,454千円のみを減ずればよいので、その売却益を196千円追加して簿価を6,970千円とすることになる。

(B社株式) 196 / (営業外収益) 196

なお、前項(2)(b)の当期末の連結調整勘定償却240千円を計上する。

（持分法による投資損益） 240／（B社株式） 240

また前項(3)のB社仕入品に含まれる未実現利益の親会社持分相当額の前期分180千円は当期実現したものととして剰余金に加算され、当期分250千円との差額70千円が持分法による損益に計上される。

（剰余金（期首） 180／（B社株式） 250

（持分法による投資損益） 70

この結果、B社株式の簿価は8,130千円、投資価値は6,480千円となる。

また、持分法による投資損益は合計886千円である。

② B社株式は（売却益追加196－剰余金減価96－未実現利益250－連結調整勘定償却720）870千円減額、同額の剰余金期末残高が減少する。

③ 当期利益は（売却益追加196－剰余金減価96－未実現利益70－連結調整勘定償却720）690千円減少する。

〔3〕 合併貸借対照表の作成

（1） 買収・パーチェス法による合併処理

まず、合併比率を純財産時価法によって算定すると、

純財産時価A社(100,000千円+500千円)－30,500千円＝70,000千円

純財産時価B社(35,000千円+700千円)－21,700千円＝14,000千円

となるが、この純財産規模は

$14,000千円 \div (14,000千円 + 70,000千円) \times 100 = 16.7\%$ となるので、

純財産時価の割合から合併比率はA社1株にB社5株の割合で交付し、買収パーチェスの態様をもつ合併として処理されることになる。

よってB社株主への交付新株はA社資本金55,000千円 $\times 1/5 \div 50$ 千円＝220株となるが、A社持分50%には割当てないから220株 $\times 1/2 \times 50$ 千円＝5,500千円が増加資本額となる。

なお合併後に合併交付金（B社資本金10,000千円 $\times 0.1 = 1,000$ 千円）を

連結・持分法精算表 (S.58.12.31)

注) ①②③は持分法の整理仕訳を示す (単位:千円)

科目	借) A社(貸)	借) B社(貸)	借) 組	替(貸)	借) 消	去(貸)	借) 持分法(貸)	借) 持分法(貸)	借) 連結(貸)		
現預金	3,600	2,870					3,600		6,470		
受取手形	6,300	2,700	2) 3,000	1) 3,500			6,300		8,500		
売掛金	7,900	6,200		1) 3,000			7,900		11,100		
貸倒引当金	284	178	3) 130					284	332		
商品	9,600	7,300	4) 1,000			c) 690	9,600		17,210		
その他資産	2,500	1,400	8) 40	8) 40			2,500		3,900		
有形固定資産	45,000	12,000		10) 1,000	e) 90		45,000		56,000		
減価償却計	11,716	1,822					11,716		13,448		
無形固定資産	2,000	1,600					2,000		3,600		
関係社株式	30,000				a) 7,350		29,130	① 870	22,650		
関係社社債		930		7) 930							
その他投資	4,500	2,000					4,500		6,500		
社債発行差金	600			7) 60			600		540		
連結のれん					a) 1,200	a) 840			360		
支払手形	5,300	6,400	1) 3,500					5,300	8,200		
買掛金	4,200	7,200	1) 3,000	4) 1,000				4,200	9,400		
短期借入金	3,000	2,000		2) 3,000				3,000	8,000		
その他負債	2,000	3,100	8) 40					2,000	5,060		
社債	10,000		7) 1,000					10,000	9,000		
長期借入金	6,000	3,000					6,000		9,000		
資本金	55,000	10,000			a) 10,000		55,000		55,000		
資本準備金	12,000	1,500			a) 1,500		12,000		12,000		
利益準備金	1,500	600			a) 550		1,500		1,550		
其他剰余金	1,000	1,200	820		2,210		② 870	130	830		
少数株持分					a) 440	a) 7,110			6,670		
合計	112,000	112,000	37,000	37,000	12,530	15,990	15,990	111,130	111,130	137,660	137,660
売上高	107,100	56,800	5) 36,000					107,100	127,900		
売上原価	82,400	43,600		5) 36,000	c) 690	c) 390	82,400		90,300		
販売管理費	22,400	11,000		3) 130	e) 90	e) 90	22,400		33,180		
営業外収益	1,800	1,900	9) 600	8) 40	d) 80	a) 196		1,996	3,256		
営業外費用	3,100	2,500		7) 10	d) 80	d) 80	3,100		5,510		
特別損・益	1,000		10) 1,000					1,000			
(税込利益)	(2,000)	(1,600)									
法人税等	1,000	800					1,000		1,800		
当期利益	1,000	800		1,420		590	310	③ 690	210		
持分法投資							① 886				
のれん償却					b) 240				240		
少数株損益					a) 336				336		
合計	109,900	109,900	58,700	58,700	37,600	37,600	1,346	110,096	110,096	131,366	131,366
剰余金首残	3,000	1,600				2,110	① 180	2,820	2,490		
利準備繰入	250	100				a) 40	250		310		
配当・賞与	2,750	1,100		9) 600		a) 440	2,750		2,810		
当期利益	1,000	800	1,420			590	③ 690	310	210		
利準備振替						a) 10			10		
剰余金末残	1,000	1,200		820		2,210	130	② 870	830		
合計	4,000	4,000	2,400	2,400	1,420	1,420	2,700	3,130	3,130	3,330	3,330

支払うからB社純財産（13,300千円+評価増700千円）はその未払額1,000千円だけ減価する。A社はその1/2の6,500千円を保有するB社株7,350千円で取得するから7,350千円-（13,000千円×1/2）=850千円のB社超過収益力を示す営業権付きで買収したことになる。一方、B社株主は交付新株5,500千円で6,500千円の純財産を提供するから、A社は更に6,500-5,500=1,000千円の合併差益をうることになる。

ただ、A社の受入財産のうちの棚卸商品中A社仕入品の未実現利益は甲1,600×0.12=120、乙2,000×0.1=200、未着1,000×0.12=120、計440千円で、その減額分を合併後にA社当期利益から控除する。またB社所有のA社社債930千円を受入れるが、これは合併後額面1,000千円の社債を消去し、社債発行差金60千円と同償却10千円とを当期利益に戻入れる。

A社の合併時の受入仕訳

現金預金	2,870	支払手形	6,400
受取手形	2,700	買掛金	7,200
売掛金	6,200	貸倒引当金	178
商品	6,300	短期借入金	2,000
未着商品	1,000	未払金	1,000
未収利息	1,400	長期借入金	3,000
有形固定資産	12,000	減価償却累計額	1,822
同評価増	700	その他の負債	3,100
無形資産	1,600	資本金	5,500
その他の投資	2,000	B社株式	7,350
自己社債	930	合併差益	1,000
営業権	850		

(注) 税務上は合併後にこの土地の評価益700千円には課税される。

合併後の整理仕訳

(1)	支払手形	3,500	/	受取手形	3,500
(2)	買掛金	3,000	/	売掛金	3,000
(3)	受取手形	3,000	/	短期借入金	3,000
(4)	貸倒引当金	130	/	当期利益	130
(5)	未実現益(当期利益)	440	/	未着商品	440
(6)	社債	1,000	/	自己社債	930
				社債発行差金	60
				同償却(当期利益)	10
(7)	未收利息(其他流資)	40	/	支払利息(当期利益)	40
	未払費用(其他流資)	40	/	未払利息(其他流資)	40
(8)	当期利益	1,000	/	建物(固定資産)	1,000
	減価償却累計額	90	/	当期利益	90
(9)	未払金	500	/	同(受取利息)	500

(2) 株式交換・プーリング法による合併処理

以上のような合併を株式交換・プーリングの態様をもつ合併として処理するならば、まず、今回の商法改正の「問題点」に示唆された通り、少なくとも消滅会社の資本金額を下回らないように、その合併比率を定めても(本問の場合、純財産時価法によっても増加資本は5,500千円でB社資本金の1/2持分を下回らない)、準備金・留保利益等も(未処分利益も含めて)全て引継ぐのが望ましいことになる。だが、その結果は次のようになる。即ち、未払合併交付金を控除後のB社純財産額は $13,300 - 1,000 = 12,300$ 千円で、この純財産を7,350千円のB社株式と交付新株5,500千円とで取得するから、 $12,300 - 5,500 - 7,350 = 550$ 千円の合併差損を生ずることになる。しかし、現行法では差損となる合併は認められないから、B社

株式を評価減してA社の当期利益を減額するか、又は買収と同様そのB社株式の持分との差額 $7,350 - (12,300 \times 1/2) = 1,200$ 千円を営業権として計上し、交付新株持分との差額 $6,150 - 5,500 = 650$ 千円の合併差益を商法第288ノ2第1項5号によって資本準備金とすることになって、人格合一説的処理によるB社の準備金・留保利益等の承継はできないことになる。

そこで、この場合、「問題点」のいうように、「増加資本の額は移転純財産の範囲内で適宜定める」ものとして、準備金・留保利益等を全て引継ぐものとするならば、逆算して移転純財産 $12,300 - B社株式 7,350 - 準備金等(1,500 + 600 + 1,200) \times 1/2 = 3,300$ 千円以内の新株交付としなければならない。このため、別の合併比率算定法を用いて、1対8以上の合併比率とするか、又は事前の増・減資や純財産額の調整を要することになる。

263頁の連結・合併比較表のプーリング欄では、さしあたり、その合併差損を相互取引による未実現利益や戻入等を加減した存続会社の当期利益残高から減じて220千円の損の形で示しておいた。アメリカの場合はA社当期利益1,000－合併後減額（未実現利益440＋建物売却益1,000）＋戻入（貸倒引当金130＋社債発行差金償却10＋支払利息40＋減価償却費90＋合併交付金500）＝合併後残高330千円で、この（プーリング）合併差損550千円は資本剰余金からの控除額となっている。

結びにかえて一商法改正試案に関連して一

昭和61年5月、さきの「問題点」に対する意見・要望をまとめて、商法改正試案が公表され、更に各界からの意見をまわって、62年末までには改正案の大綱が発表される予定になった。そこで、本稿の結びにかえて、その合併法規の改正試案に検討を加えながら、これまで主題としてきた我が国の合併会計制度のあり方を展望してみることとしたい。

まず、試案は今回の課題であった大小会社区分の趣旨を緩め、「問題点」

連結・合併 比較表 (S.58.12.31)

(単位:千円)

科目	借) A社 (貸)	借) B社 (貸)	借) 持分法 (貸)	借) 連結 (貸)	借) プーリング	買収(合併)
現預金	3,600	2,870	3,600	6,470	6,470	6,470
受取手形	6,300	2,700	6,300	8,500	8,500	8,500
売掛金	7,900	6,200	7,900	11,100	11,100	11,100
賞倒引当金		284	178	284	332	332
商品	9,600	7,300	9,600	17,210	17,460	17,460
その他資産	2,500	1,400	2,500	3,900	3,900	3,900
有形固定資産	45,000	12,000	45,000	56,000	56,000	56,700
減価償却計	11,716	1,822	11,716	13,448	13,448	13,448
無形固定資産	2,000	1,600	2,000	3,600	3,600	3,600
関係社株式	30,000		29,130	22,650	22,650	22,650
関係社社債		930				
その他投資	4,500	2,000	4,500	6,500	6,500	6,500
社債発行差金	600		600	540	540	540
連結のれん				360		850
支払手形	5,300	6,400	5,300	8,200	8,200	8,200
買掛金	4,200	7,200	4,200	9,400	9,400	9,400
短期借入金	3,000	2,000	3,000	8,000	8,000	8,000
その他負債	2,000	3,100	2,000	5,060	5,560	5,560
社債	10,000		10,000	9,000	9,000	9,000
長期借入金	6,000	3,000	6,000	9,000	9,000	9,000
資本金	55,000	10,000	55,000	55,000	60,500	60,500
資本準備金	12,000	1,500	12,000	12,000	12,000	13,000
利益準備金	1,500	600	1,500	1,550	1,500	1,500
其他剰余金	1,000	1,200	130	損 830	損 220	330
少数株持分				6,670		
合計	112,000	112,000	111,130	137,660	137,660	138,270
売上高	107,100	56,800	107,100	127,900	136,940	138,270
売上原価	82,400	43,600	82,400	90,300		
販売管理費	22,400	11,000	22,400	33,180		
営業外収益	1,800	1,900	1,996	3,256		
営業外費用	3,100	2,500	3,100	5,510		
特別損・益	1,000		1,000			
(税込利益)	(2,000)	(1,600)				
法人税等	1,000	800	1,000	1,800		
当期利益	1,000	800	310	損 210		
持分法投資			886			
のれん償却				240		
少数株損益				336		
合計	109,900	58,700	110,096	131,366	131,366	138,270
剰余金首残	3,000	1,600	2,820	2,490		
利準備繰入	250	100	250	310		
配当・賞与	2,750	1,100	2,750	2,810		
当期利益	1,000	800	310	損 210		
利準備振替				10		
剰余金末残	1,000	1,200	130	損 830		
合計	4,000	2,400	3,130	3,330	3,330	

に示されたC案に基礎をおき、公開・非公開等会社の名称の変更ないし組織変更は強制せずに、最低資本金の制度を設けて株式会社は2,000万円以上、有限会社は500万円以上で社員50人以下のものとするようになった。そして、試案一の設定では、発起人一人の会社設立を認め、現物出資の手続きを合理化し、設立費用から登録免許・払込・認証手数料等を除いて会社の負担とする一方で、見せ金等仮装設立の罰則を強化するなど、「問題点」の趣旨を展開しているが、二の経営管理機構では、別表のように、規模別に会社役員の数を含め、取締役会・監査役会の合議制を促し、株主総会決議とともに、三の株式・持分の簡略化が図られている。四の計算・公開では計算書類の商業登記所への提出・公開と中・小会社に対する会計監査・調査の制度化を図り、会計専門家による指導も検討されている。なお、連結財務諸表等の株主への送付や閲覧謄写制度の合理化もすすめられ、利益準備金の積立限度を資本の1/4又は5,000万円のいずれかに引き上げ、繰延資産、繰延収益についての包括規定はなお検討課題とされている。更に、資本減少・解散命令・組織変更の規定による休眠会社の整理等の他、科料や刑事罰の改善、単位株制度の終結手当て、社債発行限度の拡大等の追加事項も取りあげられたのである。

本稿の主題の合併会計制度については、さきの「問題点」に対する意見・要望も検討されたとはいえ、なおその態様区分処理の原則を取り入れるまでに至らなかった。従って、今後その展望はおおよそ次のような形になるものと思われる。

(1) 合併による計算の承継

従来多数説を占めてきた人格合一説的处理による剰余金の承継では、合併期日前最終の決算期日から合併期日までの期間利益は、消滅会社の株主総会による利益処分を経ていないため、承継する留保利益には含まれず、これらを全て資本準備金としなければならない。これが問題点であった。

株式会社	資本金	負債総額	取締役	監査役	会計監査	計算書類公開
大	5億円以上	200億円以上	3人以上	2人以上	会計士	本・支店 商業登記所 公告を要す
中	5億円以下	200億円以下	3人以上	1人以上	調査人	本・支店 商業登記所
小	1億円以下	10億円以下	2人以上	任意	調査人	本・支店 商業登記所
零細	3千万円以下	3億円以下	2人以上	任意		本・支店 商業登記所
有限会社	1億円以上	10億円以下	2人以上	1人以上	会計士	本・支店 商業登記所 (BSのみ)
〃	以下	以下	1人以上	任意	調査人	本・支店 商業登記所 (BSのみ)

そこで、試案は、合併期日の前日に営業年度が終了し(七3 a)、決算手続きをすることが理論的である。だが、その決算時には合併登記により法律上会社は消滅しているから、合併の決算手続きの特例として、合併後も消滅会社は存続するものとみなして株主総会を開催し、利益処分案の承認を受けることができるものとした(七3 b)。そして、消滅会社の貸借対照表貸方の未処分利益はその利益処分を経ずして存続会社に承継できるものとし(七3 c)、その借方資産は、合併契約書に添付された合併貸借対照表(七5 a)を基礎に、この決算手続きによる合併期日前日までの計算結果を示した貸借対照表の記載による評価で承継されるものとした(七3 b)。だが商法特例法上の大会社は取締役会で計算書類を確定できるので、利益処分がなければ総会招集は必要ない。また消滅会社の未処分利益は利益処分を経ずして存続会社に承継することができるものと認められれば利益処分総会の必要性もうすかったのである。

二六一 このため、試案はまた、適及的合併として、消滅会社の合併貸借対照表基準日が存続会社の決算日以降合併期日までに到来し、合併期日前六月以内の場合には、その基準日後の計算を存続会社の計算と合体して行い、その合併貸借対照表の記載による評価のままの借方資産を存続会社に引継ぐことを認めて、実務的な簡便化の途も開いたのである(七4、(1)、(2))。

なお、この合併貸借対照表を決算期日と別に定めた場合、並びに（買収と認められるような）のれん計上や評価替えのため特別に貸借対照表を作成した場合には、決算貸借対照表と同様に監査又は調査を受けなければならないと規制したのある（七五b, 四）。

ただ、我が国税法では、合併期日から二カ月以内の決算による確定申告を要するので、第一の原則的決算手続きがとられねばならないが、合併の場合の特例が認められれば、適及的合併による処理が実務的に一般化することとなろう。しかし、いずれの場合でもディスクロージャーの観点からは、消滅会社からの資産・負債の承継関係を明確に把握するため、合併期日又は合体期日の開始貸借対照表の開示が要望される。特にのれん計上、評価替え等を行なう（買収と認められる合併の）場合には、消滅会社の資産・負債の承継関係を明確にするために、このような合併期日の開始貸借対照表を必須とすることが求められるだろう。

なお試案は、いわゆる持分プーリング合併とパーチェス合併を定型的に区別し、計算の承継の方式等において取扱いを違えることの可否についても検討されたが、法律上の制度としてそのような定型的な区別をすることはむずかしいとして、これを取り上げられなかった、という（試案解説(10)、商事法務 No. 1087）。だが、このような特別貸借対照表を作成しなければならない場合がパーチェス合併であると規定すべきものであるが、その場合を定型的に判定する規準を商法に求めることが困難ならば、既に提案された合併当事会社の純財産（公正市価）規模と株式持分割合の合併会計規準に基づく会計原則により、これを解釈指針とすることによって、その合併態様に即した区分処理を行なうものとされるであろう。

二六〇

(2) 合併会計の責任主体

合併の会計処理を行う責任主体は、合併後の企業財産を機能し、その獲得利益を株主に配当する存続会社の取締役（会）である。従って、この存

続会社の取締役会の構成は合併後の事業活動と配当政策に大きな影響をもっており、そのいかに合併契約の成否に関わる問題ともなっていた。そこで、試案は、この合併行為の承認総会に提出する合併契約書の記載事項として、現行の授權資本の変更、新株発行、資本及び準備金、合併交付金に関する事項と総会期日及び合併期日(第409, 410条)の他、報告総会を廃止する以上は(七2)、その当事会社の株主の意思を確定しておく必要上も、定款の変更、計算の承継及び合併比率に影響する合併後の新株発行、利益処分等の追加が規定された(七6 a)。だが、問題の合併態様の認識基準として、合併比率で定まる株式持分割合で存続会社の支配構造に関連する取締役(会)及び監査役(会)の構成に関する事項は、財界等から、合併契約書作成の段階では合併後の役員人事を確定しえない場合が多いことを理由に反対が強かったので、これを定めた時には記載すべきものとする任意的事項とした(七6 a(銜)1)。そして、これを定めなかったときは、合併とともに消滅会社の役員はその地位を失い、存続会社の役員がそのまま残ることになるが、それでは当事会社の株主の総意に基づいているとはいえないので、合併契約書に別段の定めなき限り、その任期は合併後最初の決算期の定時総会までとしたのである(6 a(銜)2)。

しかしながら、この点は、合併比率の決定並びに消滅会社からの移転財産の運用、処分の意思決定に関わる重要問題であるから、是非とも必要的記載事項とすることが求められるが、これが確定不可能の場合でも、合併契約書に添付する合併比率の説明書に記載するものと規定して、合併比率

二五九

の公正確保に資することが望まれるのである。

なお、現行の記載事項たる合併交付金については、これが利益配当の代用の他に合併比率調整の意味をももっているので、消滅会社のみならず、存続会社の株主へも交付できる(但し存続会社の配当可能利益を限度とする)ものとしている(七6 b, (銜))。だが、この場合当事会社の自己株式並

びに相互持合いの株式（消滅会社の自己株式とその有する存続会社株式には新株を割当て得ない（七九^④））に対する交付金は、その未収・未払額を移転財産又は存続会社の配当可能利益に加減して相殺し、これを合併比率に関する説明書に記載して、その公正確保に資するものとする必要もあるであろう。

（3） 増加すべき資本の額

合併による存続会社の資本増加の上限が承継した純財産額であることは現物出資説では当然の帰結であり、人格合一説でも異論がないが、その下限は第 284 条ノ 2 の規定により承継純財産額の二分の一以上の資本組入れを要するか否かに関しては見解が対立する。特例のない現行法の解釈としては同規定の全面的適用を認める見解が有力であるが、最近の大会社のように利益準備金その他の留保利益が相対的に多い消滅会社の純財産の二分の一がなおその資本額を大きく上回る場合には、存続会社の資本が一挙に増大し、留保利益等の承継ができない恐れもあるので、この規定の適用を認める見解に疑問が呈せられてきた。これが問題点であった。

そこで、試案は承継純財産の範囲内で適宜増加できるものとするが、額面株の株金総額を下回りえないものとした（七八）。しかしながら、この場合、適宜に増加する資本の額とは、特に説明書を付して公正確保を求めた合併比率による新株の発行価額総額のうち資本に組入れられる額であり、その資本組入額のいかんは、存続会社の株式持分割合による支配構造に大きな影響をもつものである。試案は、主に人格合一説による剰余金の承継を問題にしたもののようにみうけられるが、既に述べたような特別貸借対照表を作成する買収・パーチェス合併の現物出資説による資本準備金処理もあり、その場合には、新株の発行価額総額と資本組入額との差額が株式払込剰余金として資本準備金とされることをも考慮すれば、適宜増加の規定のみでは不備であり、今後ともなお多くの論議を呼ぶことになろう。

この点は、さきの「問題点」で、人格合一説によった場合の方式としては、少なくとも消滅会社の資本金額を増額すべきものとし、新株発行なき時はその割合で資本増加しないものとする問題提起があったが、これは採用されなかった。と同時に、現物出資説によった場合の第284条ノ2の適用もまた退けられたものとうけとられている。従って、この問題の解決には、やはり買収・パーチェスの合併と株式交換・持分プーリングの合併とを区別し、その態様により増加資本の額と合併差益の準備金承継をもともに区分処理する必要があるであろう。

なお、これに関連する債務超過の消滅会社の合併は、現行法でも認められないが、債務超過の存続会社の合併は許されると解されている。だが、これは株主保護の観点からも当事会社双方とも不合法とすべきものであろう。また存続会社の自己株式を消滅会社の株主に与えることで新株を発行しないことを認めるかの点も、自己株式取得の制限規定(第210, 211条ノ2)の趣旨からも、これを明文化すべきものであろう。また同じ趣旨から存続会社の有する消滅会社の株式も消滅会社の自己株式と同様新株を割当て得ない(七九)、と規定すべきものであろう。なお、合併による株式の併合・分割は合併契約書に記載し、一株当り純財産五万円の制限(第293条ノ3ノ3)の適用はないが、その株券提供の手続きを合併前に行ない、合併後に株券を交付する簡素化は認められるところであろう。

また、清算中の会社は、現行法でも存立中の会社を存続会社とする場合は合併できるので(第416条1項)、会社継続の手続きをとれば(第95条)存立中の会社として合併できる(七15)が、債務超過会社間の合併を不合法とする以上は、現行法も改めて合併できないものとすべきであろう。

なおまた、消滅会社の規模が存続会社の総資産の二十分の一以下と相対的に小さな場合及び100%子会社の吸収で新株発行の少ない場合には、存続会社の合併承認総会を省略できる簡易合併の制度がとられるが(七13)、

この場合には、存続会社の株主に承認決議請求権を認め、10週間前に合併の予告を公告し、合併契約書を本店開示することになる（七13^併1, 2）。

（4）連結子会社等の簡易合併の会計処理法

だが、このような簡易合併の場合、通常は当該子会社が既に親会社に連結されているのであって、その子会社が法的に合併されても、連結グループ全体の経済的実質には変化なく、従って、この合併処理の前後で連結財務諸表の実質的内容も異ならないはずである。ということは、この簡易合併の処理は、通常、これら相対的規模の小さな（その意味では買収・パーチェスの態様の）、実質的に全部（少なくとも A. P. B. No. 16 規準の90%以上）の株式を所有されている子会社であるから、極く僅かな新株発行があっても殆どはいわゆる無増資合併として、親会社の有する子会社株式とその子会社純財産とを相殺するのみであるが、わが国の連結財務諸表は原価主義の個別財務諸表準拠性の原則に基づいているために、その合併処理後の連結財務諸表上には、差し当り、次のような再処理の問題が生ずることになる（白鳥栄一・明日山俊秀著『新訂実践連結財務諸表』第一法規出版刊 p. 358 なお、白鳥氏は後にこれらの問題解決に、連結会計における持分法を個別財務諸表上の投資子会社株式等の評価（少なくともその評価減の場合）にも適用することを提案されたが、更に根本的に、今回の商法改正の機に企業結合規定の制定にまで及んで、わが国の個別・連結・合併会計の制度を改め、それらの処理の整合性を求めるべきことも示唆されている）。即ち

（1）相対的に規模の小さい子会社の（買収・パーチェスの態様をもつ合併としてその）合併差益を全額資本準備金とすると、合併前に連結処理した子会社の利益剰余金等を資本化することになる。従って、合併後の連結会計上再度利益剰余金等に振替えねば、連結利益をも縮小して、連結グループの経済的実質を異なったものに表示することになるのである。

(2) 合併による子会社株式(の額面超過額等の)消却損を合併差益(としての剰余金等)又は受入資産含み益等で補填しえない部分は、(税務上も損金に算入されない)ので、その合併は行なわれ難いが、連結上その消却損相当額をその他の剰余金に合併による減少額として計上し、子会社合併によってそうした消却損相当額を負担したことを表わすこととなる。

(3) 子会社合併時の連結調整勘定未償却残高がある場合(子会社株式消却損相当額の場合)も、合併差益又は移転財産の含み益で消去されるが、これは連結上当該子会社が存在しなくとも親会社に一体化したのであるから、合併(で消滅)後に再度その未償却残額を計上し年々償却してゆく処理をとることになる。

(4) 繰越欠損のある子会社等の合併時に計上された受入資産の評価益は(土地以外は欠損金の範囲で課税されない)、原価主義による連結会計上では認められないので、受入資産を原価で計上し、その欠損金をその他の剰余金の合併による減少として再修正することになる。なお、準拠性の原則で親会社の計上した評価益を連結上も認めるとすれば、それは連結グループの経済的実質の比較性からもその評価益を区分して剰余金計算書で残存処理し、当期の連結損益には含めないものとすることになるのである。

こうした点は、わが国の連結財務諸表原則が原価主義による個別財務諸表への準拠を旨として、企業結合の経済的実態に即した買収・パーチェスか、株式交換・持分プーリングかの態様区分による結合会計処理をとらなかつた(とりわけ買収・パーチェスにおける資産評価益への課税を免れようとした)ところから生じた矛盾にほかならない。従って、合併法規による処理で、連結会計への影響を避けようとするれば、簡易合併の場合は(買収・パーチェスの態様区分でも)利益剰余金等を全て承継するものとする(これは持分プーリング法の処理である)。一方、株式消却損又は連結調整勘定の未償却残高等を合併によるのれんの計上として認め(これはパー

チェス法の処理である), 債務超過子会社の合併をも合法化する(これは資産評価益を原価主義の親会社の利益剰余金に算入する処理である)等の別段の手当を要することになる。だが、その結果は全く矛盾した処理法の混用を惹き起こすことになるのである。もっとも立法の建前はなおそうした混用の余地を認め、合併処理法の区分適用にはなじまないようにも見受けられる。とすれば更に、今回の試案は、現在証券取引法の規定による連結財務諸表の開示規定として、決算後三カ月以内に株主への送付を検討している(四九)のであるが、それはここでみたような矛盾、混用をより深化、拡大せしめることになる。合併法規における従来の不備を補い、その公正確保を図る今回の商法改正の趣旨に即し、更にその経済的実態を正確に測定し、開示する合併・連結会計の制度化において、既に述べてきたような、子会社株式等の取得(支配)時から買収・パーチェスカ、株式交換・持分プーリングかの態様に応じて区分処理する原則を取り入れ、これが再構成を要することを望んでやまないところである。

付注) この意見・要望による合併貸借対照表の評価と決算手続きの区分規定がとられれば、その解釈指針としての会計原則で次のような合併態様区分処理の規準を取上げて実際に適用しうるものと考えられる。

事業活動〔総財産規模〕規準	支配構造〔持分割合〕規準 (及取締役会構成)
移転する被合併Y社総財産(Ay)	交付新株数(及移転取締役数)(Cy)
合併X社総財産(Ax)+移転総財産(Ay)	X社既発行株数(Cx)+交付新株数(Cy) (及存続取締役数)(及移転取締役数)

合併態様による区分処理法

両規準値20%未満の場合 買収・パーチェス 存続会社取締役会に不参加	事業活動非継続 準備金等承継第288条ノ2Ⅰ⑥適用	財産は時価評価
両規準値20%以上の場合 交換・プーリング 存続会社の取締役会に参加	事業活動を継続 準備金等承継第288条ノ2Ⅲ項適用	財産は原価評価
財産規模20%未満・持分(及取締役)割合20%以上の場合	交換・プーリング	財産は原価評価
財産規模20%以上・持分(及取締役)割合20%未満の場合	買収・パーチェス	財産は時価評価